

# みどり通信

第202号 2012. 12. 5

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● これからの研修	P10
● 税務	P3	● あとがき	P10
● 社会保険	P7	● 営業カレンダー	P11
● 一倉定 経営心得	P8	● 年末年始休業のご案内	P11
● 生命保険	P9		



7月よりスタートした『第Ⅱ期後継者塾』が無事閉塾。ありがとうございました。

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

12月

# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。次の内容は、12月3日のホームページ掲載のものからです。

## なぜ、感謝するとうまくいくのか・・・

なぜ、感謝するとうまくいくのか “ツキを呼ぶ魔法の言葉”  
五日市剛さんの講演の要旨です。

### “幸せになる秘訣は「おこらないこと」”

私は大学院に在学中、怒りっぽい性格が原因で人間関係にひどく苦しんだ時期がありました。

その頃思い切ってイスラエルを一人旅したのですが、ある町港で宿を提供してくれた老婆にこんなことを言われました。

「あなた、幸せになりたい？」彼女が教えてくれた幸せになる秘訣とは、「怒らないこと」。

「でもムカッときたり、どうしても目の前の人には苦言を呈さなければならないときは、まず自分に、『ありがとう』というのよ」と。

確かにそうつぶやくと、それ以上嫌な気持ちにはならないから不思議です。「逆に嬉しいことや楽しいことがあったら『感謝します』と言ったらいいわ」。

どちらも相手に言うと普通の感謝の言葉ですが、自分につぶやくと「魔法の言葉」になる、というのです。

私は、すぐにマジックで手の甲に、『ありがとう』『感謝します』と書いて実践しました。

日本に戻ると、そう書いた紙を部屋の壁や車の中などにベタベタ貼り、意識して唱えまくりました。

すると、徐々にどんなことにも感謝の言葉が出てくるようになります、キツイ言葉は口にしなくなりました。

魔法の言葉とともに小さな成功体験がどんどん増え、それは小さな確信を生み、それが次第に大きな確信へと変わって行



きました。

すると、いつの間にか怒りっぽかった自分はもういなくなっていました。

## “感謝と努力を合体させよう”

「感謝」と「努力」をそれぞれ育て、その2つをうまく合体させることで強力な運が育ちます。

運は人からもらうものではなく自分で育てるものです。

アスリートの方々には、「運動神経や反射神経は抜群だと思いますが、ぜひ『感謝神経』も磨いてください」とお伝えしています。

それによって緊張をコントロールできるようになり、集中力が高まります。

緊張はゼロではダメで、ありすぎてもいけない。

適度な緊張の状態のときに、ベストなパフォーマンスを発揮します。

緊張はそのまま「我欲」に置き換えられると瀬戸内寂聴さんに教わりました。つまり、人間であるからには欲がないなんてありえない。

でもありすぎると厄介な執着を次々と生んでしまい、苦しくなってしまう。

だから適度な欲の状態こそ自分からベストなものを引き出しやすくなり、努力が最も実りやすくなるというもの。

過剰な我欲を減らすには感謝が一番。

その感謝の想いを深めるには、感謝の言葉を心を込めて人にも自分にもタイムリーに発すればよい。

このように、何でも感謝して生きていくことこそ、最も簡単で即効性がある、最高の実践哲学であると思っています。

本日届いた月刊TKC12月号より。

10月4日、リツツ・カールトン大阪で行われた、「TKC近畿大阪会秋期大学」での特別講演の内容です。

怒らないこと・感謝すること、そして努力すること・・・。

すると強力の運が育つということですね！！

税理士 山口 昇

## 年末調整での注意点 ～改正による変更内容のご確認をお願いします～

早いもので、今年も残すところあと1ヶ月を切り、毎年恒例の年末調整の時期になりました。

近年の所得税法の改正により、今回の年末調整や平成24年分の確定申告にあたり、昨年までと若干変わった点がありますので紹介いたします。

先日、税務署から皆様のお手元に送付されました年末調整の手引き等にも記載されている内容となりますが、ぜひご確認をお願いいたします。

### ◇生命保険料控除が改組されました

従前までは、保険契約等の内容により、支払った保険料等の額を「一般生命保険料」と「個人年金保険料」とに区分し、それぞれの支払った保険料等の金額により、

<一般生命保険料での控除額>

2万5千円以下である場合

→ 支払った保険料等の全額

2万5千円を超える場合

→ 支払った保険料等の金額の合計額×1/2 + 12,500円

5万円を超える場合

→ 支払った保険料等の金額の合計額×1/4 + 25,000円

10万円を超える場合

→ 一律 5万円

<個人年金保険料での控除額>

一般分と同様に計算 → 控除額の上限は5万円

をそれぞれ計算し、一般分と個人年金分の控除額の合計額（上限10万円）が生命保険料控除の金額とされていました。

改正により、今回の計算からは「保険契約等をいつ締結したか」が控除額の計算にあたり必要となってきます。

保険契約等の締結が、平成24年1月1日以後のものか、あるいは平成23年12月31日以前のものであるかによって控除額の計算が異なります。

各保険会社等から発行された控除証明書の記載内容をまず初めにご確認下さい。

〔1〕平成24年1月1日以後に締結した保険契約等については、保険契約等の内容により、

- ・介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に基づいて支払った保険料等 … 「介護医療保険料」
- ・新契約に係る「一般生命保険料」
- ・新契約に係る「個人年金保険料」

の3つに区分し、それぞれの保険料の金額に応じて控除額を計算します。

控除額の計算は、それぞれの支払った保険料に応じ、

2万円以下である場合

→ 支払った保険料等の全額

2万円を超える場合

→ 支払った保険料等の金額の合計額× $1/2 + 1$ 万円

4万円を超える場合

→ 支払った保険料等の金額の合計額× $1/4 + 2$ 万円

8万円を超える場合

→ 一律4万円

として計算します。

それぞれの控除額の上限が4万円ずつですので、全部をあわせた、生命保険料控除の合計適用限度額は12万円ということになります。

〔2〕保険契約等の締結が「平成23年12月31日以前のものだけ」である方については、契約時における旧法が適用されますので、従前の控除額の計算方法をそのまま今年も継続して適用します。

そのため、改正後の控除額の上限の4万円ずつではなく、「一般分」と「個人年金分」(それぞれ上限5万円ずつ)の合計額が生命保険料控除の金額(上限10万円)となります。

〔3〕平成24年1月1日以後の「新契約」と平成23年12月31日以前の「旧契約」の両方がある場合に、新契約に基づく保険料等と旧契約に基づく保険料等の両方の支払について一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記の〔1〕〔2〕にかかわらず、まず

- ・新契約での支払保険料で、〔1〕の内容に基づき控除額を計算
- ・旧契約の支払保険料で、従来と同じ方法での控除額を計算

し、両方の合計額(上限4万円)が一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の金額になります。

※ 旧契約のみの従来計算では上限が5万円でしたが、新契約のものと合算することにより上限が4万円となってしまいますので、新契約での「介護医療保険料控除」が

あるかないか、一般分や個人年金分の新契約と旧契約の保険料がそれぞれいくらか等の条件により、控除額の有利・不利が生じるケースが考えられます。それぞれのパターンでの控除額の総額を比較するなど、有利なものを選択適用する必要があります。

## ◇通勤手当の非課税限度額が変わりました

これについては、昨年9月のみどり通信でご紹介させていただいておりましたので、ご記憶の方もいらっしゃると思いますが、自動車などを使用して通勤する人で、鉄道などの交通機関を利用したならば負担することとなるべき運賃等「運賃相当額」が距離比例額を超えているときは、運賃相当額までを非課税としたいた措置について、今年の1月1日以後に受けるべき通勤手当から廃止されております。

年末調整にあたり、年間の給与額等に誤りがないか再確認いただく際にあわせてご確認をお願いいたします。

## ◇「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者の、7～12月分の源泉所得税の納期限が、翌年1月20日に統一されました

給与等の支払にあたり源泉徴収した所得税は、原則として、給与等を実際に支払った月の翌月10日までに国に納付しなければならないと定められています。

しかし、給与の支給人員が常時9人以下の場合等、一定の要件を満たしている場合には、源泉徴収した所得税を1～6月分と7～12月分のそれぞれ半年分ごとにまとめて納付することができる特例があります。

これを「納期の特例」といいます。

※ 特例ですので、この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することが必要です。

この特例では、1～6月分は7月10日に、7～12月分は翌年1月10日までに納付することが原則でしたが、一定の要件を満たしている場合は、年明けの納期限を1月10日ではなく、1月20日とすることができていました。

従来は、同じ7～12月分の納期の特例で、1月10日が期限の方と1月20日が期限の方とが混在していましたが、今回の改正で、全て1月20日が納期限となりました。

なお、「納期の特例」を受けていない源泉徴収義務者の納期限については、改正は行われておりませんので、従来どおり、翌月の10日が期限となっています。12月に支払のものは1月10日が期限ですので、お間違えの無いようにお願いいたします。

## ◇平成25年からの変更点について

### ○復興特別所得税を源泉徴収することとされました

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するため  
に必要な財源の確保に関する特別措置法が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から源泉所得  
税を徴収する際、復興特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の 2.1 %相当額）  
を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに国に納付しなければならない  
こととされました。

毎月の給与や賞与については、平成 25 年分の源泉徴収税額表に基づいて、  
所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、納付することになります。

源泉徴収した所得税と復興特別所得税は、1 枚の納付書（正式には、所得税  
徴収高計算書といいます。）で納付します。

以上により、

#### ①源泉徴収税額が従来の金額より多くなります

給与の額や社会保険料の自己負担額が以前と同額であっても、源泉徴収され  
る税額が多くなりますので、手取額は減少することとなります。

※ 来年の給与等の支給前までに、従業員の皆さんに対して、事前の周知を徹  
底していただきますよう、お願い致します。

#### ②納付書が変わります

納付の際には、納期等の区分の欄が「源泉所得税及び復興特別所得税」と表  
示された所得税徴収高計算書（納付書）を使用することになります。

※ 再度になりますが、来年 1 月以降の源泉徴収事務については、源泉徴収税  
額表や納付書が変わるので、くれぐれも、平成 24 年までのものを使用し  
ないようお気をつけ下さい。

### ○給与所得控除額の一部がかわります

給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については、  
245 万円の定額とすることとされました。

### ○退職所得控除額についても変更があります

特定の役員等に対する退職手当等（役員等の勤続年数が 5 年以下である人が  
支払を受ける退職手当等で一定のもの）に係る退職所得の金額の計算につい  
ては、退職所得控除額を控除した残額を 2 分の 1 する措置が廃止されました。

以上、今回の年末調整と、翌年以降の給与等の支給などに関連して、税制改  
正の影響がある事項などについてご紹介させていただきました。

それぞれの改正の詳細等、ご不明な点は、各担当スタッフまでお気軽にお問  
い合わせ下さい。

<西丸 保幸>

# 社会保険 Q & A

Q

賞与のほか、年2回の決算手当は標準報酬月額の算定対象か？

私の会社では年2回の賞与のほか、毎年4月と9月に決算手当が支給されます。この場合、賞与や決算手当は報酬に含まれますか。

A

健保法で定めている報酬とは、被保険者が労働の対償として受け、日常生活の生計費にあてられるものであると解されています。したがって、臨時に受ける給与や、3ヶ月を超える期間ごとに受ける給与は報酬の対象にはなりません。

そこで年2回受ける賞与は報酬に入りませんが、この賞与も規定のうえで年2回支給となっていて、実態は分割払いされているような場合は、報酬に含まれ、標準報酬月額の算定対象になります（昭和27年2月保文発1006）。

ご質問のように、年2回支給される賞与のほかに、決算手当というように名称は異なっても、実質的には支給の実態に同一性が認められるような手当が年2回支給されれば、賞与を含めて年4回の支給があったことになり、賞与も決算手当も報酬に含まれることになります（昭和23年9月保文発469）。

また、例えば2ヶ月および4ヶ月の間隔をもって支給されるような場合であっても、その実態が生計費に影響を及ぼすものでありますから、報酬に含む取扱いとなっています（昭和31年6月保文発4106）。なお、報酬から除かれる賞与等は標準賞与額（健保法45条）の対象になります。

Q

2つの事業所に勤務した場合の標準報酬月額はどうなるのか？

私は2つの事業所に勤務して報酬を得ています。ただし1カ所は健康保険の適用をされない事業所ですが、報酬は合算するのでしょうか。

A

同時に2以上の事業所に勤務する被保険者については、両方の事業所における報酬を合算して報酬月額を算出し、それを基礎にして標準報酬月額を決定します（健保法44条3項）。

しかしながら、この取扱いは、同時に使用される2以上の事業所が、いずれも健康保険の適用事業所である場合に限りますので、ご質問の場合は該当しません。すなわち、適用事業所において支給される報酬のみで届出することとなります。

# 一倉定の経営心得シリーズ

その二十二

任せるのは「実施」であつて、  
「決定」ではない

「任せる」というのはどういうことなのか。

言葉の意味も分からぬままに、やたらに使うから、会社をつぶしかねないような事が起こるのである。広くあまねく世間に行き渡つて、大きな毒害を流し続けているのである。だから、「任せる」という言葉の定義づけをしておかなければならぬ。その定義はどんなものだろうか。事業というものは、やり方の上手下手で運命が決まるものではない。決定によつて運命が決まるのである。その決定を行う人こそ社長である。社長が決定を誤れば会社はつぶれるか、つぶれないまでもピンチに陥つたりする。あるいは、いつまでたつてもウダツの上がらないボロ会社でいなければならぬのである。決定というものは実施に移される。その実施が社員の役割である。決定は社長、実施は社員の役割である。そして任せるのは実施であつて、決定ではない。

# 経営者のための生命保険講座 第 158回

今回のテーマ

## 定期保険の福利厚生プランについて

役員、従業員の福利厚生制度の充実が図れ、弔慰金準備にも最適の【定期保険】。割安な保険料で大きな保障が得られる、定期保険の福利厚生プランについてご紹介いたします。

### 弔慰金資金を確保できます！

- 従業員が万一の際、死亡保険金を弔慰金資金に充てることができます。

### 割安な保険料で大きな保障が得られます！

- 掛け捨ての定期保険のため、割安な保険料で大きな保障が得られます。

### 保険料は全額損金算入できます！

- 保険料の損金算入により、実質負担の軽減が図れます。

関連通達：法人税基本通達9-3-5/平成8年7月4日付、課法2-3(例規)

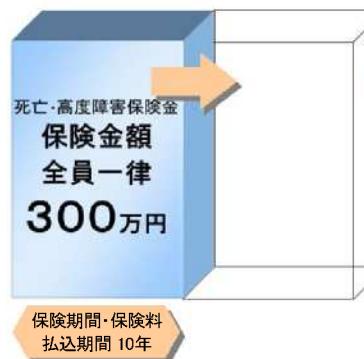
### 団体事務費が受け取れます！

- 保険料の3%を団体事務費としてお受け取りいただけます。  
但し、最低10名以上の方のご加入が必要です。

【ご契約例】45歳男性・20名の場合

ご契約形態	
ご契約者	法人
被保険者	従業員全員
死亡保険金受取人	法人

24,720円



退職時に契約者を個人に  
名義変更することで継続も  
可能です。  
※名義変更時の解約返戻金相当額  
が退職慰労金とみなされます。

※ 平成20年12月現在の税制に基づいております。

保険料は一例になります。新規従業員の追加加入・退職従業員の解約手続き等のメンテナンスが、福利厚生制度においては重要です。企業発展の土台を築いている従業員のために、生命保険による計画的資金準備をご検討されてはいかがでしょうか？  
具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当:西丸保幸>

# これからのお研修

社長塾	加茂商工会議所	12月11日（火）	13:30～17:30
		1月24日（木）	13:30～17:30
原点の会	三条商工会議所	1月11日（金）	9:00～11:30
経営方針発表会	天神屋会館	1月18日（金）	17:00～18:45



## あとがき

今年度7月から開始した「第Ⅱ期後継者塾」も、11月27日の第10回目をもって閉塾となりました。

最後の日の塾生のアンケートの内容を読むたびにやってよかった！！という感慨になります。

多くの方から

「共に学ぶという機会を頂きとても感謝しています。」

「塾に来るのが楽しみで、全然苦になりませんでした。」

「山口会計の所長、スタッフに感謝、感謝…」等々。

本当にありがとうございました。

「一燈照隅」という言葉がありますが、私たちスタッフ一人ひとりがささやかでも自分の役割を懸命に果たすことで、それが大きな力となってお客様の燈を灯すことができるのだと痛感した次第です。

星野千香子

# 《年末年始休業のご案内》

当事務所では、年末年始を下記の日程で休業とさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

記

12月29日（土）仕事納め

12月30日（日）～翌年1月3日（木）年末年始休業

1月4日（水）平常通り

## ◆◆ 山口会計営業カレンダー ◆◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

日	月	火	水	木	金	土
						1
						2
						3
						4
						5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

### 関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp

## 財務処理・給与計算・請求書発行の経理事務を合理化しませんか

こんな  
“困った”  
ありませんか？

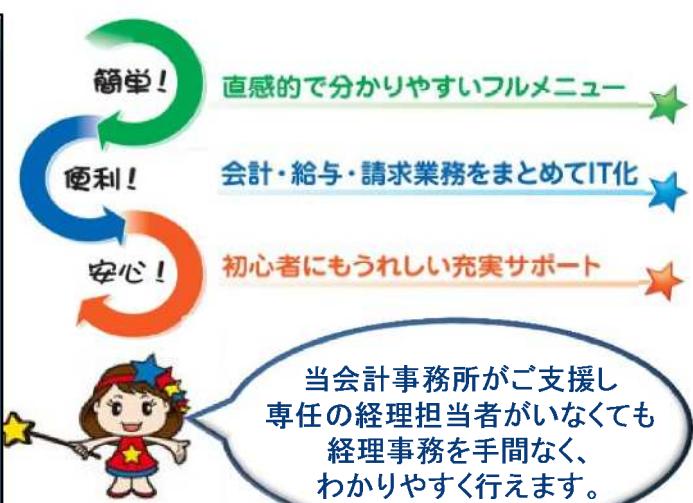
- 会計・給与・請求などの経理事務が手書きまたはエクセル
- 専任の経理担当者がいない
- 知りたい時に儲けがわからない

あてはまる項目があったなら・・

簡単・便利・安心な **e21まいスター** をご利用ください。

### e21まいスター とは？

財務処理・給与計算・請求書発行が1つのパッケージとなっている、当会計事務所のサポートするシステムです。



\* e-21まいスター個人事業用は  
平成25年1月提供予定です。

詳細につきましては、税理士法人山口会計パートナーズまでお気軽にご連絡ください。  
0256-52-6869

アルバイト社員・パート社員の方を多く雇用していませんか？

貴社にぴったりな  
契約方式があります！

# タフビズ役職員傷害保険のおすすめ

アルバイト・パート・派遣・非常勤社員の方などの労災事故への備えでこんなお悩みありませんか？

飲食業 A株式会社の場合

**アルバイト社員の労災事故に備えたいのですが、  
保険料が高くなりそうで・・・**



アルバイト社員50名の労災事故に備えたいのですが、50名分ともなれば、保険料も高くなるのではないかと考えると、なかなか契約に踏み切れません。

ビルメンテナンス業 B株式会社の場合

**1週間の出勤日数が少ないパート社員でも  
正社員と同じ保険料になるのでしょうか？**



ビルメンテナンス員として派遣しているパート社員の勤務日数は1週間に2日。派遣先は労働環境がさまざまなので、労災事故に備えたいのですが、勤務日数が少ないパート社員でも、保険料は正社員1名分と同じになるのでしょうか？

ホテル経営 C株式会社の場合

**パート社員の実働数が変動することは  
保険料に加味されるのでしょうか？**



お客様の人数の増減に合わせて、パート社員の出勤人数を調整しているのですが、保険料はパート社員の出勤人数が一番多い日に合わせなければならないのでしょうか？

**タフビズ役職員傷害保険では、  
実際の勤務時間・勤務日数に応じた保険料算出が可能です！**

飲食業 A株式会社

週に5日、1日4時間  
(1か月あたり80時間)勤務の  
アルバイト社員**50名**の場合



被保険者**24名分の保険料**で  
ご契約いただけます！※1

(注)「労働時間換算方式」でご契約の場合※2

ビルメンテナンス業 B株式会社

週2日(1か月あたり8日)  
勤務の  
パート社員**30名**の場合

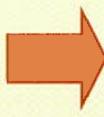


被保険者**12名分の保険料**で  
ご契約いただけます！※1

(注)「労働日数換算方式」でご契約の場合※2

ホテル経営 C株式会社

金・土曜日:**50名**、日～木曜日:**20名**  
(1日あたり5時間労働)  
の  
パート社員の場合



被保険者**26名分の保険料**で  
ご契約いただけます！※1

(注)「労働時間換算方式」でご契約の場合※2

詳しくは当事務所担当スタッフにお問い合わせください。

担当：星野 千香子